

事業者番号	130	名 称	株式会社 ニックス	
所在地	広島県広島市東区尾長東 2-6-6			
連絡先・ 相談窓口	所 属	養成講座担当	職 氏 名	西沖 美緒子
	電話番号	082-506-0294 (内:)	FAX 番号	082-506-0202
	E-mail	yousei@nix-net.co.jp	HP アドレス	http://www.nix-net.co.jp

1 研修の内容

名 称	ニックス訪問介護員養成講座 5 1 期コース			
課 程	2 級課程	講義方法	通信 (130 時間)	
実施期間	平成 24 年 3 月 3 日 ~ 平成 24 年 5 月 14 日			
	日 程	別紙様式 2「日程表」のとおり		
カリキュラム 及び講師	別紙様式 4-3「通信カリキュラム(兼)講師一覧表」のとおり			
使用テキスト	名 称・ 発行会社	(財)長寿社会開発センター 訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修テキスト 2 級課程		
実施場所	講義施設	自宅学習(面接指導場所については 演習場所と同じ)	所在地	
	演習施設	広島県健康福祉センター	所在地	広島市南区皆実町 1-6-29
	実習施設	別紙様式 5-3「実習施設一覧表」を参照。		
受 講 料	金 55,000 円(テキスト代 6,800 円,実習費 8,000 円,消費税含む。)			
	支払方法	指定口座にて一括払いで振込とする。ただし、受講生の事情により 3 回 分割する事も認め、スクーリング修了までに完納とする。		
	解約条件・ 返金の有無	研修開始前のキャンセルについては、受講料を返還する。 開始後のキャンセルについては、応じない。		
定 員	20 名			

そ の 他	修了証明書再発行が可能な場合は、再発行の手続きをさせていただきます。 【再発行手続きに必要なもの】 1. 名前・住所・電話番号・当時の受講生番号 2. 発行手数料（修了証明書：500円・携帯用証明書：500円 計1,000円）
-------	---

2 受講資格

資格要件	受講資格 ・ 広く福祉活動にかかわる知識並びに技術を習得及び就労に意欲のある者 で、心身ともに健康である者とする。 ・ 講習等を受講できる日本語能力を有する方（日常会話・高齢者とのコミュニケーション、読み書きが可能な方）
------	--

3 受講の手続き

申込方法	電話にて仮予約を行う。	
申 込 先	広島市東区曙 1-1-20 株式会社ニックス 電話 082-506-0294	
受講決定	申込書提出順並びに、受講料入金確認後最終決定とする。	
科目免除	免除の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
	免 除 科 目	
	対 象 者	
	申 込 方 法	

4 受講上の注意事項

遅刻・早退・欠席の取扱い	遅 刻	履修を認めない。（別途補講を行う。）
	早 退	履修を認めない。（別途補講を行う。）
	欠 席	履修を認めない。（別途補講を行う。）
補講の実施	実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
	可能な科目	講義・演習
	上 限	当該課程の時間数の1割を上限とする。
	方 法	次回のスクーリングにて補講を行う。

	費用	1回につき6,000円を徴収する。
	注意事項	補講により科目を履修するには、研修実施期間内に補講を終了し、修了評価を得る必要がある。
修了の取扱い	修了評価	別紙様式11-2「修了評価の方法」のとおり
	修了期限	研修の修了年限は原則8ヶ月以内(平成24年10月31日)で修了することとするが、当社がやむを得ないと認めた場合、1年6ヶ月(平成25年8月31日)の範囲内で修了することとする。
	修了認定	修了を認定した者には、修了証書を交付する。
受講の取消し	<p>次に該当するものは、受講を取り消すことがあるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込がないと認められる者 (2) 研修の秩序を乱し、他の受講生に影響を及ぼす者 (3) やむを得ず定められた学習期間内に全ての科目を修了できなかったとき。 (4) 受講者が受講途中に、けが、疾病等になり、受講ができなくなった場合、学習期間の延長は認めることはできないものとする。 (5) 受講申込後、通常の訪問介護員業務の遂行に支障を来たと認められる心身の疾患が判明したとき。 	
受講中の事故等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・講義・演習中の事故については県、該当受講者の家族などに連絡を行うとともに、応急処置等の必要な措置を講じ、損害賠償が必要となった場合は、当社加入の損害賠償にて速やかに行う。 ・実習機関先において利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、損害賠償が必要となった場合は、当社加入の損害賠償にて速やかに行う。 	
個人情報の取扱い	<p>個人情報保護規程策定の有無：有</p> <p>事業者は受講者名簿等作成するが、「個人情報保護法」に則って適正に取り扱い、正当な理由がなく、その業務上知り得た受講者等の秘密を漏らすことがないよう、この研修会開催のためのみに使用する。なお修了者は広島県の管理する修了者名簿に記載される。</p>	